

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浜田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山下貴司君。

○山下委員 自由民主党の山下貴司です。

予算委員会の基本的質疑という大変光栄な場面で質問の機会をいただくことをありがたく思っております。先輩議員、同僚議員、そして総理初め大臣の皆様にも、心から感謝申し上げます。

実は、国会における議論のあり方ということで大きく質問したかったんですが、昨今の予算委員会の議論に即して、ちよっと通告とは順番を変えたいことをお許しいただきたいと思えます。

まず、やはり、文部科学省の再就職、天下り問題について確認せざるを得ません。

私は、もともと検事だったということもあって、官民癒着の問題については厳しく対処せねばと思っております。まず、文科省において全容について早急に調査をして、判明した事実についてでき

るだけ速やかに公表すべきだと思っております。これは、公務員制度全体の信頼にかかわる問題であります。

その点について、文部科学大臣、今、調査の状況、今後の見通し、どうなっているでしょうか。

○松野国務大臣 調査班の状況でございますけれども、昨日、弁護士を初めとする有識者の方々を調査班班員として委嘱をしたところであります。本日、外部有識者を加えた調査班会議を開催し、直ちに調査に着手をしていただくこととしております。

調査班においては、まず、御指摘のあったR氏と文部科学省の間の再就職に関する情報の流れや、人事課を中心とした省内における情報共有の流れを整理するとともに、R氏と文部科学省の関係法人との関係について、事実関係を明らかにしていきたいと考えております。

その上で、二月六日月曜日の昼ごろには、第一弾として、文教協会、文教フォーラム等との関係、R氏と人事課等のかかわりなどに関する事実を整理したものを公表したいと考えております。

○山下委員 今伺うと、第三者を入れた調査班、これができた、それで、きょう第一回をやるということ、そして、土日返上でやって、月曜日の昼には第一弾の公表をということでございます。

こういう不祥事があった場合に、とにかく、まず調査をしっかりとやっていただきたいということと、一方で、こういうことについて調査中のときに、早くまとまった調査結果は出してもらいたいですけれども、ぼろぼろぼろ逐次的に出る

というのでも、かえって情報がひとり歩きするということなので、きょうは、調査が始まったばかりなので、私は、月曜日の調査報告結果を待って、またここはしっかりと審議をさせていただきたいと思っております。土日返上で大臣のリーダーシップでしっかりと調査していただくことを望んでおります。

それでは、次に、介護人材の確保について伺います。

私は、自民党で社会保障特命委員会の介護PTの事務局長をさせていたできておりました。

今後、二〇二五年までに介護人材を今より大体四十万人近く確保しなければならぬということでございますが、お手元に配付した資料一の新聞記事にあるように、介護福祉士の養成について、定員が五割を切るということで、確保は大変厳しいでございます。

政府においては、資料二、二枚目をあけていただければおわかりのように、介護人材確保対策に係る平成二十九年予算案に盛り込まれた主な取り組みということで、三百七十億円を積んでいただいで対応はしていただいております。

私は、厚生労働委員なので、細かい内容については厚生労働委員会の方に大臣に伺いたいと思っておりますが、この機会に、これらの予算に盛り込まれていないけれども大切なことについて、文部科学大臣にちよっとお伺いしたいんです。

というのは、私は、地元の介護施設を実は幾つも幾つも訪れているんです。そして、その介護施設で、直接、介護職の方、介護福祉士の方、ケア

マネジャーの方から、十人ぐらい集まってもらって本当に忌憚のない意見を聞かせていただく。そういう中でよく聞くのが、介護のことについてもっと子供のころから教えてもらえませんかとか。

それは、一つには、介護職の御家族の方がおられて、自分のやっていること、これを子供にもぜひ理解してもらいたいんだ、そういうこと、これ一つ。

二つ目は、介護職の皆さんが本気でおっしゃっているのが、これからは地域でもケアをしていくんでしよう、御自宅でも介護をやるということになるんでしよう、だとすれば、例えばベッドから抱き起こして車椅子に座ってもらおう、そしてトイレに連れていくとか、そんな家庭でもできる基本的な介護の技術、これは学校でも教えていただくべきなんじゃないかと。そういうことをやれば、その過程の中で、じゃ、私も介護の仕事をやってみようというのを考えてくださる方も多くなるんじゃないか、これは現場の声なんです、現場の方がそうおっしゃっている。

そういうことで、往々にして、高校になって進路に悩むころになって初めて介護のことを教えるというのではなくて、もっと子供のころから、早いころから介護になじんでもらうということが介護全体に対する理解にもつながるし、人材確保にもつながるのではないかと、裾野を広げることになるんじゃないかということを考えております。

今の学習指導要領を見ると、介護については、残念ながら、座学はやって、実技については高校になって家庭科で、スプーンで友達に食べさせ

てみましょうとか、手を引いて立ち上がらせてみましょうとか、そんな本当に全く初歩的な実技しか教えていないんですね。

高齢者の四人に一人が認知症になるというふうなことも報道されております。もはや、介護は誰でも経験する事態でございます。子供といえどもおじいちゃん、おばあちゃん、どちらかが要介護者、要支援者であるということは決して珍しくないわけであります。

そうしたことからすれば、私は、遅くとも中学の技術・家庭などで、家庭でもできる簡単な介護技術を教えてもらう必要がある。そういったことを教える、学ぶことを通して、私もやってみようと将来介護職につこうという方の裾野が広がるんじゃないか。そうした上で、今年度の予算でも盛り込まれている、例えば、高校になってインターンとして介護施設に行ってもらおうという、興味がある人も来てくれるんじゃないか。また、小学校の方でも、身近に体が不自由な人がいることが当たり前なんだということがわかれば、周りにいる障害児自体への理解にもつながるんじゃないかと思うんです。

資料三をお配りしておりますけれども、これは、昨年末公表された学習指導要領の改善についての中教審の答申であります。高校の家庭科で指導要領の改善が必要だということの中で、高齢者の生活支援技術の基礎に関する内容を充実するとある。しかし、私はもう少し早くできないかと思うんです。

文部科学大臣にぜひ考えていただきたいのです

が、小学校のころから、体の不自由なお年寄りを助けることを教えたり、あるいは、遅くとも中学校から技術・家庭なんかで、本当に基礎的な生活支援技術、その基礎を教えたりすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか、文部科学大臣。

○松野国務大臣 委員御指摘のとおり、少子高齢化が進む中で、子供たちが介護の意義や社会保障について理解を深めるとともに、高齢者との触れ合いや交流、介護体験を実際に経験する機会を持つことは重要だと思います。介護人材の確保の問題、地域や家庭での高齢者の方との触れ合いの問題、そして委員のお話の中にありましたとおり、介護職に対しての社会の理解を進める上においても重要だと認識しております。

このため、現在、学校教育においては、学習指導要領に基づき、中学校社会科や高等学校公民科、家庭科等において、高齢者との触れ合いや交流、介護についての学習が行われております。

しかし、委員御指摘のとおり、小中学校の学習指導要領上は、介護実技については明記をしていないということでもあります。御指摘の介護実技に関しては、例えば高等学校、家庭総合において、日常生活の介助の基礎として、食事、着脱衣、移動などについて体験的に学習させることとしておりまして、高等学校において介護実技に関する指導が行われているということでございます。

文部科学省としては、こうした介護に関する指導を充実する観点から、例えば厚生労働省と連携するなどして、介護事業所におけるインターンシ

ップや職場体験の促進を図るなど、学校における介護に関する教育の充実に努めてまいります。

○山下委員 ありがとうございます。

そうやって、とにかくいろいろな形で国内の人材の確保を図るべきだと思います。それがもう第一番だと思います。

ただ、介護人材の確保につきましては、昨年、関連法案が成立したこともあり、外国人人材の活用ということが話題になっております。

そこで厚生労働大臣に伺いたんですが、昨年末の技能実習法改正であるとか、あるいは介護在留資格の創設によって、介護分野における外国人人材の活用についてのどのような影響があるんでしょうか、伺えればと思います。

○塩崎国務大臣 山下委員御指摘のように、昨年の臨時国会で技能実習の適正な実施等を図る技能実習法、それから介護福祉士の国家資格を取得した外国人に在留資格を付与するという入管法の改正が成立をいたしました。昨年の十一月から一年以内にということですから、遅くともことしの十一月までには施行をされるということになります。今後、技能実習制度の施行と同時に介護職種を追加するための必要な準備を行うわけでありませうけれども、介護分野における外国人材の受け入れに当たっては、介護サービスの質を担保して利用者の不安を招かないようにしていくとともに、外国人について日本人と同様に適切な処遇を確保するということ、日本人の処遇や労働環境の改善の努力が損なわれないようにしていくということが重要だというふうに考えています。

こういうことから、例えば介護技能実習生にはもちろん一定の日本語能力を求めるわけでありませうし、受け入れ施設には適切な実習体制の確保を求めると、具体的な制度設計を今後進めていかなければならないわけでありませう。

介護人材の確保に当たりましては、国内の人材の確保対策が充実強化されなければならぬというのが基本だということは先ほど御指摘いただいたとおりでありますけれども、同時に、外国人の介護人材を受け入れる際には、やはりそれぞれの制度趣旨に沿って我が国の介護現場で活躍いただけるようにしていかなければならないというふうに考えております。

○山下委員 ありがとうございます。

まことに、各省一丸となつて、ぜひ御協力いただきたいと思っております。

次に、国際組織犯罪防止条約の担保法について。実は、担保法が今問題になっております。ただ、私は、法律実務家の経験を持つ者として、条約担保法に関する細かい議論というのは、具体的な条文が詰まった上で、それを踏まえてやらなければ意味がないんです。ですから、私はきょうは控えておきます。ただ、私の経験をぜひ総理に聞いていただきたいんです。

というのは、私は自民党政権と民主党政権を通じた時期、いずれも、法務省刑事局国際課企画官という立場から、TOC条約の批准問題を担当していたんです。そして、TOC条約の締約国会議、ウィーン、UNODCにも行きました。

日本は国連の最大の抛出国の一つなんです。だ

から、普通の国連の会議では、日本は最前列あるいはそれに近い、名誉ある立場を与えられているんです。しかし、この国際組織犯罪条約の締約国会議では、締約国でない日本はもう最後列の席であります。何の発言権もない。三流国の扱いであります。国際的に取り組む、しかも国連の組織犯罪対策条約に日本だけ貢献できていない、そういう思いでございます。

日本はいろいろ経験がある。オウムであるとか、あるいは、マフィアと同じく国際的に有名なやぐざに對する対応であるとか、そういう経験があるんだけれども、全く日本は貢献できる資格がない。これは惨めなものでした。

もちろん、私は締約国会議の場合などで、国会で野党の皆さんが質疑で聞いているような論点は、当時、念のため、国連のUNODC事務局や締約国に確認しました。でも、誰に確認しても、TOC条約が対テロ対策と密接に係ることを否定する人はいません。

そして、条約五条において、重大犯罪に関する実行行為とは独立した網羅的な合意に関する罪をつくるか、あるいは団体参加罪を設ける義務があることは明らかだと、どの国も事務局も言っています。それなくして批准しても、締約国になった瞬間に条約違反国になるというふうに言われています。不十分な形で条約に入つてほしくない、そこまで言われました。

野党の皆さんの中には、何の法律を整備せずとも今のままでTOC条約を批准できると簡単におっしゃる方もおられます。しかし、法務省の担当

官として民主党政権の内部で見てきた者として、そのように簡単に結論づけることは民主党政権時代には断じてなかつたんです。そのことは断言したいと思えます。

守秘義務の関係があるためにつまびらかにはできませんけれども、資料④から⑧の国会答弁の、これらはいずれも民主党政権時代の大臣の答弁です。その傍線部を見ていただければ、千葉大臣、中井国家公安委員長、そして、私がやめた後に大臣になられましたけれども江田大臣といった民主党政権時代の各大臣が、新たな共謀罪の導入なくしてTOC条約を批准しますという民主党のマニフェストと条約批准の現実のギャップをいかに真剣に検討し、悩んでいたかがわかります。

例えば資料八の裏側の、当時の江田法務大臣の御発言でありますけれども、江田大臣は、千葉大臣もそうです、政権交代前、民主党政権になる前は共謀罪反対の急先鋒でした。ところが、江田大臣が、下から二段目の傍線部ですけれども、あの条約が言っている共謀罪であるか参加罪であるかどうかをくりなさいという共謀罪が、あれではないけれども何か要るんだという考えも一つあり得る、だけれども、今委員がおっしゃったように、いやいや、もう日本の法律はこれだけのものがちゃんとできているから、それはあの条約で言っている、これを処罰できるようにしなきゃいけないということは日本ではできているという意見もあるので、そのどちらなんですかおまへはと言われましたら、私としてはまだそのどちらかということをお答えるほど十分検討は進んでいない

と、これは各省庁とも検討してさらに結論を得る努力をしなければならぬということしかちよつと今の状態ではお答えできないということであります。

しかし、江田大臣も、あるいはその前の千葉景子大臣の答弁も見ていただければわかりますよ、政権交代前は共謀罪なんてとんでもないと言っていたんですよ。ところが、この傍線部、全部皆さん読んでください。悩んでいるんですよ。ギャップで悩んでいるんですよ。そして、民主党政権時代には決断ができなかつた。だから批准できなかつたんです。

民進党の皆さんにおかれては、維新とかいろいろ新しい血も入っていると思います、当時の各大臣や法務部門会議や当時の部門会議の議論をいま一度検証していただいて、各党の議論を整理した上で、何人も条約加盟の必要性は否定しないと思います、TOC条約の担保法のあり方について国民のために冷静に議論するように私は望みたいと思えますが、総理の御感想があればお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 委員には、これまでの経緯について、当時この条約あるいは法案にかかわった実務者としての経験も踏まえて大変わかりやすく御指摘をいただいたと思います。

今渡していただいた資料を見ますと、例えば千葉国務大臣も、組織犯罪あるいはサイバー犯罪等に適切に対処していくということは、国際的にもそして国内の中でも大変重要なことだというふうな思っています、このような条約に対応するため

にどのような法整備が必要なのか、そして、その内容、どんなものが適切なのかということについて、関係省庁ともこれから十分に協議をしながら対処していきたいというふうな考えております。

いわば、今のままの法体系でできるとはもちろん言っていないわけでありますが、と同時に、条約は絶対に必要だという認識を示しておられます。条約が必要だという認識があるなら、そして、そのときの法制でできるといふなら、何であの三年間でできなかったのかという、これは素朴な疑問であります。

前も申し上げたわけですが、もちろん当時の民主党はしっかりとした、一応、政党でありますから、政府でありますから、ぼうつとしていたわけでも、うっかりしていたわけでもないんです。恐らくできなかったということではないかというふうな思うところでございます。

○山下委員 その三年半、私も実は民主党政権の官僚として中において、先ほどの御指摘、非常にじくじたるものがございます。

ただし、みんな悩んでいたんです、大臣、副大臣、政務官含めて。できれば、今の議論を聞くときに隔世の感があります、どうか冷静な議論を国民のためにやっていただきたい、そう思います。

法務大臣には、この担保法については、具体的な条文ができてからきちつと、聞かせていただく機会があれば聞かせていただきたいと思えます。それがやはり条約担保法の筋だと思えますので、法律実務家としては常識です。

それでは次、大臣には再犯防止について伺いたいと思います。

一昨年、安倍総理が更生保護施設や女子刑務所を視察され、再犯防止のためには息の長いケアが大切であると御発言されました。そうした後押しもあって、昨年、超党派国会議員によって再犯防止推進法が成立いたしました。これは本場に、民進党の皆様の御了承も得て、共産党の先生方にも賛成していただいたんですね。もちろん、維新の先生方にも賛成していただきましたし、友党公明党の皆さんはバックアップしていただきました。

これによれば、法務大臣が、各省庁と協議の上、再犯防止推進計画を策定し、閣議決定を得ることになっております。けさの読売新聞でも、年内に計画を策定するというふうなことが報道されておりましたけれども、法務大臣に、この再犯防止推進計画の策定を含め、再犯防止施策についての意気込みをお伺いしたいと思います。

○金田国務大臣 山下委員の御質問にお答えします。

その前に、山下委員は、ただいまお話のありました再犯防止法の議員連盟の事務局長を務められて、そして提案者にもなられた。そういう立場に対しては、非常に、私も法務省関係としては、この法律が成立しましたことに、心からその関係者にお礼を申し上げたいな、このように思っております。

その上で、委員御指摘のとおり、安倍総理から、再犯防止のためには、出所後を含めて息の長いケアが大切であるとの御指示があったと承知をして

おります。

法務省では、これまでも、満期釈放者を含む、犯罪をした者の再犯防止対策を進めてきたところでございますが、昨年成立しました、ただいま申し上げた再犯防止推進法を踏まえて、今後、法務大臣である私が再犯防止推進計画案を作成していくこととなりますので、その過程において、安倍総理の御指示や委員御指摘の点を踏まえて、まさに息の長いケアのあり方について、厚生労働省等関係省庁とも連携をしながら、協力をしながら、しっかりと検討してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○山下委員 本日に大臣のリーダーシップに期待させていたのだと思います。

添付資料の九にもありますけれども、さまざまな施策がありますが、やはりまだ足りないと思いますので、よろしく願います。

次に、土地利用法の合理化について伺いたいと思います。

アベノミクスをさらに吹かすためには、重要な経済手段である土地利用、これが円滑にいく必要があります。ここで、いろいろ議論はありますが、農業振興地域の農用地の活用について伺いたいです。

地元のことで恐縮なんですけれども、吉井川という一級河川で国管かんがい排水事業があります。これは平成二十五年から老朽化に伴う改修工事が行われているんですね。もちろん、老朽化に伴う改修工事、これはやはり農家の方にとって必要なので、みんな同意を得ているんです。ところが、

事業がかんがい排水にかかわるだけに、受益地が五千五百ヘクタール、東京ドーム千二百個分に及んで、この工事完成が三十二年。工事完成後八年間は転用できませんから、平成四十年まで一切その五千五百ヘクタールが除外できないのではないかと心配する声があったんです。

農地の維持も大切なんです。これはもう絶対です。しかし、大切なのは地域に人が暮らすことというところで、農地の維持と将来生まれる企業誘致のニーズとのバランスをとる施策が必要なんじゃないかと思っておりますが、それが結果的に農業、農地の維持につながるんじゃないかと思っております。

農水大臣、来年度に向けて、そういったバランスをとる施策についての整備をするというふうな考えはありますか。

○浜田委員長 山本農林水産大臣、時間が来ておりますので、手短にお願いたします。

○山本（有）国務大臣 農村地域工業等導入促進法の改正案、これをぜひ審議をお願いしまして、成立するならば、経産省の地域未来投資促進法とあわせて、農地転用についても考慮しながら、地方創生と優良農地の確保の両立ができるように努めたいというように思っております。

○山下委員 ありがとうございます。

最後に、国会審議のあり方を質問したかったんですけれども、資料を添付しております。これを見ると、各国の大臣や各国の首相に比べて、いかに総理が国会に出席されているのか、誠実に国会に対応されているのか、よくわかると思います。

そういつたことも御指摘しながら、質問を終えた
と思います。
ありがとうございます。